

旧	新
(規定の趣旨)  第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。	(規定の趣旨)  第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。
2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。	2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。
(証券総合取引の利用)  第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。	(証券総合取引の利用)  第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。
① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
(申込方法等)  第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。	(申込方法等)  第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。
2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。	2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。

<p>3 お客様は、証券総合取引の申込時に、本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印（以下、「お届け印」といいます。）を届け出させていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届け出いただく必要はありません。</p> <p>4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付（電磁的方法等での交付を含む）を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。</li> <li>② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。</li> <li>③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。</li> <li>④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。</li> <li>⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。</li> </ul> <p>（指定預金口座）</p> <p>第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。（ただし、インターネット支店を除きます。）</p>	<p>3 お客様は、証券総合取引の申込時に、本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印（以下、「お届け印」といいます。）を届け出させていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届け出いただく必要はありません。</p> <p>4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付（電磁的方法等での交付を含む）を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。</li> <li>② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。</li> <li>③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。</li> <li>④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。</li> <li>⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。</li> </ul> <p>（指定預金口座）</p> <p>第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。（ただし、インターネット支店を除きます。）</p>
--	--

<p>3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届け出いただいた名義と同一名義に限るものとします。</p> <p>4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出させていただきます。その場合の取扱いは前二項に準じます。</p> <p>5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。</p> <p>6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。</p> <p>（取引残高報告書等の送付）</p> <p>第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものとします。</p> <p>3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。</p> <p>4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がない。</p>	<p>3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届け出いただいた名義と同一名義に限るものとします。</p> <p>4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出させていただきます。その場合の取扱いは前二項に準じます。</p> <p>5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。</p> <p>6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載して通知しますので、その内容をご確認ください。</p> <p>（取引残高報告書等の通知）</p> <p>第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を通知します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上通知します。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の通知を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく通知するものとします。</p> <p>3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。</p> <p>4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がない。</p>
--	---

<p>かった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に對して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。</p> <p>6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>（免責事項）</p> <p>第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次条第1項による届出の前に生じた損害</li> <li>② 本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった 場合に生じた損害</li> <li>③ 本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があつた場合に生じた損害</li> <li>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害</li> <li>⑤ 前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</li> </ul>	<p>かった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に對して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。</p> <p>6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>（免責事項）</p> <p>第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①次条第1項による届出の前に生じた損害</li> <li>②本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった 場合に生じた損害</li> <li>③本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があつた場合に生じた損害</li> <li>④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害</li> <li>⑤前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</li> </ul>
--	---

<p>⑥ 証券振替決済口座管理約款第16条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害      ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害      ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害      (届出事項の変更等)</p> <p>第7条 お客様は氏名または名称、住所もしくは証券振替決済口座管理約款第3条の2に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きによって届け出させていただきます。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。      (成年後見人等の届出)</p> <p>第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出してください。</p> <p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出してください。</p> <p>3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出してください。</p> <p>4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出してください。</p> <p>5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。      (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することが</p>	<p>⑥ 証券振替決済口座管理約款第16条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害      ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害      ⑧ 通信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害      (届出事項の変更等)</p> <p>第7条 お客様は氏名または名称、住所もしくは証券振替決済口座管理約款第3条の2に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きによって届け出させていただきます。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。      (成年後見人等の届出)</p> <p>第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出してください。</p> <p>2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出してください。</p> <p>3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出してください。</p> <p>4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出してください。</p> <p>5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。      (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することが</p>
--	--

<p>できるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることができます。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。</p> <p>② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。</p> <p>③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。</p> <p>④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。</p> <p>⑤ お客様が、この規定の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。</p> <p>⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損</p>	<p>できるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることができます。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。</p> <p>② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。</p> <p>③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。</p> <p>④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。</p> <p>⑤ お客様が、この規定の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。</p> <p>⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損</p>
--	--

<p>害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>イ 暴力的な要求行為。</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為。</p> <p>3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>（換金時の取扱い）</p>	<p>害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>イ 暴力的な要求行為。</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為。</p> <p>3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。</p> <p>（換金時の取扱い）</p>
--	--

<p>第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返します。</p>	<p>第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返します。</p>
<p>(お客様情報等の取扱い)</p>	<p>(お客様情報等の取扱い)</p>
<p>第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>
<p>① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織 ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>	<p>① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織 ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>
<p>(合意管轄)</p>	<p>(合意管轄)</p>
<p>第13条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。</p>	<p>第13条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。</p>
<p>(約款等の変更)</p>	<p>(約款等の変更)</p>
<p>第14条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>第14条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p>

平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 以上	平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 <u>令和 8 年 1 月改定</u> 以上
---	--

## ○証券振替決済口座管理約款

変更箇所 赤字・下線

旧	新
(約款の趣旨)  第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）をいいます。以下、投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）を総称して「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。  2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、国債を除く公共債、投資信託については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。  3 また、国債を除く公共債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。  (証券振替決済口座)  第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。	(約款の趣旨)  第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）をいいます。以下、投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）を総称して「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。  2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、国債を除く公共債、投資信託については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。  3 また、国債を除く公共債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。  (証券振替決済口座)  第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

<p>2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、国債を除く公共債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。</p> <p>（証券振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 証券振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の手続きによりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当行は、お客様から当行所定の手続きにより証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 証券振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。</p>	<p>2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、国債を除く公共債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。</p> <p>（証券振替決済口座の開設）</p> <p>第3条 証券振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の手続きによりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当行は、お客様から当行所定の手続きにより証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 証券振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。</p>
---	---

<p>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(当行への届出事項)</p> <p>第5条 当行所定の手続きによって届出いただいた、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座、住所・氏名または名称および共通番号等をもって、当行への届出事項とさせていただきます。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの</p> <p>③ 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</p> <p>④ 国債を除く公共債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</p> <p>⑤ 国債を除く公共債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>⑥ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。</p> <p>⑦ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。</p> <p>⑧ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口</p>	<p>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(当行への届出事項)</p> <p>第5条 当行所定の手続きによって届出いただいた、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座、住所・氏名または名称および共通番号等をもって、当行への届出事項とさせていただきます。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの</p> <p>③ 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</p> <p>④ 国債を除く公共債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの</p> <p>⑤ 国債を除く公共債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>⑥ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。</p> <p>⑦ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。</p> <p>⑧ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口</p>
--	--



<p>決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>⑤ 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、国債を除く公共債においては各公共債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で、投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に對し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料を申し受けます。</p> <p>（担保の設定）</p> <p>第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	<p>決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>⑤ 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、国債を除く公共債においては各公共債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で、投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に對し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料を申し受けます。</p> <p>（担保の設定）</p> <p>第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。</p>
--	--

<p>(みなし抹消申請または抹消申請の委任)</p> <p>第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が、償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取りを請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、国債を除く公共債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(償還金、換金代金および収益分配金ならびに利金の代理受領等)</p> <p>第10条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）、換金代金および収益分配金ならびに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。</p> <p>① 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p>② 国債を除く公共債においては、支払代理人が発行者から受領してから、当行がお客様に代わってこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p>③ 投資信託においては、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。</p> <p>（お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>① 儻還期限（償還期限がある場合に限ります。） ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して振替機関から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p>	<p>(みなし抹消申請または抹消申請の委任)</p> <p>第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が、償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取りを請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、国債を除く公共債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(償還金、換金代金および収益分配金ならびに利金の代理受領等)</p> <p>第10条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）、換金代金および収益分配金ならびに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。</p> <p>① 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p>② 国債を除く公共債においては、支払代理人が発行者から受領してから、当行がお客様に代わってこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。</p> <p>③ 投資信託においては、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。</p> <p>（お客様への連絡事項）</p> <p>第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>① 儻還期限（償還期限がある場合に限ります。） ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して振替機関から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p>
---	---

<p>(口座管理料)</p> <p>第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、公共債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第13条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 (振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第14条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第15条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、公共債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>(当行の連帯保証義務)</p> <p>第13条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務</p> <p>② その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 (振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第14条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第15条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p>
--	--

<p>(緊急措置)</p> <p>第 16 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(その他)</p> <p>第 17 条 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第 2 条各号に定める約款の規定によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 7 月制定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 以上</p>	<p>(緊急措置)</p> <p>第 16 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(その他)</p> <p>第 17 条 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第 2 条各号に定める約款の規定によるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 7 月制定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 <u>令和 8 年 1 月改定</u> 以上</p>
---	--

○投資信託自動けいぞく（累積）投資約款      ※今回改定なし

○投資信託定時定額買付取引約款      ※今回改定なし

○証券特定口座約款

<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、公共債(国債、地方債、政府保証債等)をいいます。</p> <p>2 前項のほか、法第 37 条の 11 の6に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために開設する特定口座(次条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。)における上場株式配当等(法第 8 条の4第 1 項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。)の受領について、</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、公共債(国債、地方債、政府保証債等)をいいます。</p> <p>2 前項のほか、法第 37 条の 11 の6に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために開設する特定口座(次条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。)における上場株式配当等(法第 8 条の4第 1 項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。)の受領について、</p>
--	--

法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。

### (特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

### ① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の3に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座(証券振替決済口座管理規定第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。)を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、法第37条の11の4第1項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第37条の11の6第2項および施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に

法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。

### (特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

## ① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の3に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座(証券振替決済口座管理規定第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。)を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、法第37条の11の4第1項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第37条の11の6第2項および施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に

特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第17条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)  
第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

### (特定上場株式配当等勘定における処理)

（特定上場株式配当等勘定における処理）  
第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第37条の14 第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第17条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)  
第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

### (特定上場株式配当等勘定における処理)

（特定上場株式配当等勘定（以下「勘定」とす））  
第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。



<p>(源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲)</p> <p>第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。)のみを受け入れます。</p>	<p>(源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲)</p> <p>第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。)のみを受け入れます。</p>
<p>2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>	<p>2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>
<p>(譲渡の方法)</p>	<p>(譲渡の方法)</p>
<p>第 10 条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。</p>	<p>第 10 条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。</p>
<p>(源泉徴収等・還付の方法)</p>	<p>(源泉徴収等・還付の方法)</p>
<p>第 11 条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。</p>	<p>第 11 条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。</p>
<p>2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落しにより行います。指定預金口座からの引き落しの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。</p>	<p>2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落しにより行います。指定預金口座からの引き落しの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。</p>
<p>3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。</p>	<p>3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。</p>
<p>(上場株式等の移管)</p>	<p>(上場株式等の移管)</p>
<p>第 12 条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。</p>	<p>第 12 条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。</p>
<p>(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)</p>	<p>(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)</p>
<p>第 13 条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。</p>	<p>第 13 条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。</p>
<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p>	<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p>
<p>第 14 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。</p>	<p>第 14 条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。</p>
<p>(特定口座年間取引報告書等の交付)</p>	<p>(特定口座年間取引報告書等の通知)</p>
<p>第 15 条 当行は、法第 37 条の 11 の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。</p>	<p>第 15 条 当行は、法第 37 条の 11 の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に通知します。</p>

<p>2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第16条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第4条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書(施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)により当行に届け出でていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。</p> <p>2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更(移管)があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。</p> <p>(特定口座の廃止)</p> <p>第17条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があつた日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされます。</p> <p>2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。</p> <p>(出国口座等)</p>
--

<p>2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第16条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第4条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書(施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)により当行に届け出でていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。</p> <p>2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更(移管)があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。</p> <p>(特定口座の廃止)</p> <p>第17条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があつた日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされます。</p> <p>2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。</p> <p>(出国口座等)</p>
--

<p>第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。</p> <p>2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">平成20年7月制定 平成21年12月改定 平成26年1月改定 平成27年9月改定 平成28年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 以上</p>	<p>第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。</p> <p>2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p style="text-align: center;">平成20年7月制定 平成21年12月改定 平成26年1月改定 平成27年9月改定 平成28年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 <b>令和8年1月改定</b> 以上</p>
---	---

## ○非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

※今回改定なし

## ○未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び</p>

課税未成年者口座について、法第 37 条の 14 の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第 37 条の 14 の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。

3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」等その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において当初契約日に遡って適用されたものとみなします。)

## 第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに、当行に対して法第 37 条の 14 の2第5項第1号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合は、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は法第 37 条の 14 第5項第1号に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の

課税未成年者口座について、法第 37 条の 14 の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第 37 条の 14 の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。

3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」等その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。(なお、この契約中に未施行の法令がある場合は、施行日において当初契約日に遡って適用されたものとみなします。)

## 第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに、当行に対して法第 37 条の 14 の2第5項第1号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合は、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は法第 37 条の 14 第5項第1号に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の

<p>前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 の2第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、令和 6 年年から令和 10 年までの各年(お客様がその年の1月1日において 18 歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、施行規則第 18 条の 15 の 10 第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 施行令第 25 条の 13 の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。)</p>	<p>前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 の2第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2024 年から 2028 年</u>までの各年(お客様がその年の1月1日において 18 歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、施行規則第 18 条の 15 の 10 第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 施行令第 25 条の 13 の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。)</p>
---	---

<p>③ 施行令第 25 条の 13 の8第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対する方法、又は法第 37 条の 11 第4 項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①当該非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客様が施行令第 25 条の 13 の8第5項第2号、第6 項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座(法第 37 条の 11 の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合、特定口座(前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p>	<p>③ 施行令第 25 条の 13 の8第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法)</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対する方法、又は法第 37 条の 11 第4 項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①当該非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①お客様が施行令第 25 条の 13 の8第5項第2号、第6 項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座(法第 37 条の 11 の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合、一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合、特定口座(前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p>
---	---

<p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>　イ 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>　ロ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡</p> <p>　ハ 法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定</p>	<p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>　イ 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>　ロ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡</p> <p>　ハ 法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定</p>
---	---

<p>する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること</p>	<p>する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること</p>
<p>(継続管理勘定等への移管)</p>	<p>(継続管理勘定等への移管)</p>
<p>第9条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p>	<p>第9条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p>
<p>2 前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行の定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</p>	<p>2 前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行の定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</p>
<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>	<p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p>
<p>第10条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第10条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p>	<p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p>
<p><u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p>	<p><u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p>
<p><u>②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p>	<p><u>②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p>
<p><u>③2026年1月1日</u></p>	<p><u>③2026年1月1日</u></p>
<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>	<p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p>
<p>第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものと</p>	<p>第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものと</p>

<p>し、特定口座以外の口座(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第9項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第13条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第14条 課税未成年者口座における上場株式等(法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>(譲渡の方法)</p>	<p>し、特定口座以外の口座(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第9項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第13条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第14条 課税未成年者口座における上場株式等(法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>(譲渡の方法)</p>
---	---

<p>第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、法第 37 条の 11 の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、又は同法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税管理勘定での管理)</p> <p>第 16 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第 17 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>　イ 法第 37 条の 10 第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>　ロ 法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡</p> <p>　ハ 法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡</p> <p>　ニ 施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>　ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得</p>	<p>第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、法第 37 条の 11 の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、又は同法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税管理勘定での管理)</p> <p>第 16 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第 17 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>　イ 法第 37 条の 10 第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>　ロ 法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡</p> <p>　ハ 法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡</p> <p>　ニ 施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>　ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得</p>
---	---

<p>事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 18 条 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(重複して開設されている該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章</p>	<p>事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 18 条 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p><u>①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p><u>②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p><u>③2026年1月1日</u></p> <p>(重複して開設されている該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章</p>
---	---



合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行つていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届け出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

### (法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届け出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

### (取引残高の通知)

第 24 条 お客様が 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

第25条 お客様が当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合には、当行所定の手続きにより譲渡することさせています。

(基準年以降の手続き等)

合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行つていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届け出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

### (法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届け出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

### (取引残高の通知)

第24条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第25条 お客様が当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合には、当行所定の手続きにより譲渡することさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

<p>第 26 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第 27 条 令和 6 年以後の各年(その年1月1日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第 37 条の 14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から法第 37 条の 14 の2第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14 の2第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 施行令第 25 条の 13 の8第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第 37 条の 14 の2第 20 項第に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p>	<p>第 26 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第 27 条 <u>2024 年</u>以後の各年(その年<u>の</u>1月1日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第 37 条の 14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年<u>の</u>1月1日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書(<u>法第 37 条の14第5</u>項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様又は法定代理人から法第 37 条の 14 の2第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14 の2第 20 項<u>第 1 号</u>の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p><u>③第 18 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 法第 37 条の 14 の2第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p>④ 施行令第 25 条の 13 の8第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑤ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第 37 条の 14 の2第 20 項<u>第 1 号</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p>
---	---

<p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」の提出をしなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する同施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑦ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条 当行の責めに帰さない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第30条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第31条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">平成28年1月制定 令和4年4月改定 令和6年1月改定 <u>令和8年1月改定</u> 以上</p>	<p>⑥ お客様が出国の日の前日までに第12条の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」の提出をしなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する同施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑧ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条 当行の責めに帰さない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第30条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第31条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">平成28年1月制定 令和4年4月改定 令和6年1月改定 <u>令和8年1月改定</u> 以上</p>
---	---